国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第四号

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

国立国会図書館長　長尾　真

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）

第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「図書館資料（」の下に「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの（以下この条において「インターネット資料」という。）を除く。以下同じ。）及び電子情報（」を加え、「受け、又は発信する」を「受けた」に、「（以下「電子情報」という。）を含む。以下「資料」という。）（以下同じ。）」を「及びインターネット資料をいう。以下同じ。）（以下「資料」と総称する」に改める。

第三十一条第二項第一号中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十九条第一項ただし書中「及び第四号から第六号まで」を「、第四号及び第五号」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五十条第三項中「視覚障害者」の下に「その他視覚による表現の認識に障害のある者」を加え、「点字図書館等」を「視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」に改める。

第五十六条第一項中「機械可読資料」の下に「及び電子情報」を加える。

（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部改正）

第二条　国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「図書館資料（」の下に「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものを除く。」を加える。

第六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　十二月二十八日が日曜日に当たるときは、前項第三号中「十二月二十八日」とあるのは「十二月二十六日」と、「一月四日」とあるのは「一月五日」とし、十二月二十八日が土曜日に当たるときは、同号中「十二月二十八日」とあるのは「十二月二十七日」と、「一月四日」とあるのは「一月六日」とする。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「閲覧の制限」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　館長は、資料の状態等により必要があると認めるとき又は資料のマイクロ複写物その他の複製物を閲覧することができるときは、当該資料の閲覧の制限をすることができる。

第十六条第二項第一号中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

第十八条第一項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「特別」を「前号に掲げるもののほか、特別」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　資料の解体、修復、再製本等が必要となる複写

第二十条第一項ただし書中「、第十七条第四項から第六項までに規定する方法による申込みに係る複写に係る複写物は第二号から第四号までに掲げるものに」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　マイクロフィルムからマイクロフィルムへのプリント又はマイクロフィッシュからマイクロフィッシュへのプリント

第三十一条第三項中「視覚障害者」の下に「その他視覚による表現の認識に障害のある者」を加え、「点字図書館等」を「視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」に改める。

様式第五中「ｺﾋﾟｰﾛﾋﾟｰ」の次に「、ﾏｲｸﾛﾌｨｯｼｭ」を加える。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立国会図書館資料利用規則第三十一条第二項第一号及び第五十条第三項の改正規定並びに第二条中国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則第十六条第二項第一号及び第三十一条第三項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

人事異動

法　務　省

浅葉　義浩　伊藤　孝
岩井　具之　及川　裕美
大橋　玲子　岡部　頌平
歸山　俊祐　加部　剛志
菅野　未生　菊地英理子
清瀬　伸悟　桐野　修一
輿水　将利　小武万佑子
小林　隆一　小宮　大典
澤田久美子　澤村　洋平
菅野　直　菅原　由理
鷲見　徹郎　曽我　純子
高梨　未央　髙山　由子
田中　優希　千葉　真弓
富岡　宏　長尾　武明
中野　雅文　長橋佑里香
萩谷　葉子　長谷　慎
濱田　修　久岡　修平
廣田　麗理　福嶋　慶彦
升田　雅己　松村　忠憲
宮崎　覚　宮下　浩
本村　行広　森藤　茉由
梁井　聡子　横山亞希子
若杉　朗仁

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）（十二月十七日）

伊藤まどか　伊藤　孝
大久保　享　及川　裕美
小川　淳一　岡部　頌平
川崎幸之介　加部　剛志
菊池真希子　菊地英理子
桐生　到　桐野　修一
小林　靖正　小武万佑子
阪本　英晃　小宮　大典
下野　真弓　澤村　洋平
杉山　太郎　菅原　由理
髙井賢太郎　髙山　由子
竹本　康彦　千葉　真弓
寺嶋　勇祐　長尾　武明
中西　悠　長橋佑里香
萩野　哲史　長谷　慎
平山　峻　久岡　修平
古谷　祐介　福嶋　慶彦
間宮明寿香　松村　忠憲
向井　翔　宮下　浩
八十島絵理　森藤　茉由
好川　緑　横山亞希子

最高裁判所

宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事　小山　邦和

福岡高等裁判所判事に補する　坂井　満

部の事務を総括する者に指名する

東京高等裁判所判事　坂井　満

宮崎地方裁判所判事に補する

宮崎地方裁判所長を命ずる

兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する

宮崎家庭裁判所長を命ずる

簡易裁判所判事　坂井　満

宮崎簡易裁判所判事に補する

宮崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十二月二十二日）

○定年退官

判事西理は十二月二十一日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十一年十二月二十八日

外務大臣　岡田　克也

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年二月一日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　宮内　智宏
　生年月日　昭和五十六年四月二十九日生
　旅券申請上の住所　東京都中央区佃二―十―九―五―一〇
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TH七七三七三三
　発行年月日　平成二十年十月二十二日
　旅券名義人　宮内　智宏
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十一年七月二十一日、青梅簡易裁判所から、詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十一年十二月十日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。